

一定の要件を満たす土地取引には届け出が必要です

土地は限られた資源であり、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。そのため、国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の土地の取り引きをしたときは、知事に届け出なければなりません。

また、公有地の拡大の推進に関する法律では、地方公共団体などが公共の目的のために必要な土地を計画的に取得しやすくすることを目的として、一定の要件に該当する土地を有償譲渡しようとするときには、事前に土地の所在する市町村に届け出なければなりません。

●問い合わせ／政策調整係

国土利用計画法に基づく届け出について

一定面積以上の土地について、土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約を結んだ日を含めて2週間以内に政策調整係へ届け出てください。届出書は、町ホームページからダウンロードできるほか、届け出窓口で配布します。

※令和7年7月1日より、国土利用計画法施行規則の改正に伴い、届出書の様式が新しくなりました。

【取り引きの形態】

- 売買 ●交換 ●営業譲渡
 - 譲渡担保 ●代物弁済
 - 現物出資 ●共有持分の譲渡
 - 地上権・賃借権の設定・譲渡
 - 予約完結権・買戻権等の譲渡
 - 信託受益権の譲渡 ●地位譲渡
 - 第三者のためにする契約
- ※これらの取り引きの予約である場合も届け出が必要です

【町内の届け出が必要な土地】

- 都市計画区域 5,000㎡以上
湾月、有明、梅香、松葉、若竹、
奔渡(一部除く)、港町、真栄、
住の江、山の手、宮園、白浜、
門静(一部除く)、光栄(一部除く)、
太田(一部)
 - その他の区域 10,000㎡以上
- ※都市計画区域以外は『その他の区域』になります

【都市計画区域略図】



公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出について

次のいずれかに該当する土地を有償譲渡しようとするときは、土地所有者は、譲渡しようとする日の3週間までに、政策調整係へ届け出てください。

- (1) 都市計画施設の区域内に所在する200㎡以上の土地
- (2) 都市計画区域内に所在する5,000㎡以上の土地
- (3) その他の都市計画区域内(市街化調整区域内を除く)に所在する10,000㎡以上の土地

詳しくは、北海道のホームページをご覧ください

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sum/nintei/219839.html>

